



北区学校施設跡地利活用計画を策定しました ～ 旧赤羽台東小学校 ～

区では、区立学校の適正配置方針等により閉校した2つの学校施設跡地（旧赤羽台東小学校、旧滝野川第六小学校）の「利活用計画（案）」を平成30年9月に策定し、区民の皆様から意見を募集しました。

このたび、利活用計画（案）に寄せられた意見を踏まえ、各学校施設跡地の利活用計画を策定しました。今後は、この「利活用計画」に基づき、適宜情報提供に努めながら事業を進めてまいります。

■ 旧赤羽台東小学校跡地の利活用計画 ■

【コンセプト】

人が集い、人を育み、未来への希望を紡ぐまち

【基本的方向】

①子ども・教育に関する複合施設の整備

赤羽駅から近いという利便性を活かし、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、児童相談所・一時保護所、教育総合相談センター等、子ども・教育に関する施設・機能の複合化を行い、子どもに関わる総合的な施設の整備を検討する。子育て・児童虐待・発達・教育等の相談を一元的に対応できるようにするほか、子育て世帯が伸び伸びと過ごすことのできるひろば空間や、青少年の活動ができる空間について検討する。また、複合施設を運営する際は、児童福祉・教育施策の充実・強化を図れるよう、東洋大学をはじめ関係機関との協議を進める。

②魅力あるまちづくりのための有効活用

赤羽台周辺地域の状況に留意しつつ、地域のにぎわいに資する土地利用や利便性の向上、また、安全なまちづくりにつながる土地利用について検討を進める。具体的には、現行の地区計画において示している「中高層住宅複合B地区」としての活用を誘導するほか、歩行者ネットワークの整備やオープンスペースの確保等について検討する。

③防災機能の確保

これまで当跡地が担ってきた防災機能を踏まえ、災害時におけるオープンスペースの利用のほか、隣接する大学キャンパスの一部をいっとき集合場所・避難場所として活用することについて、東洋大学と協議を進めるなど、地域全体での防災機能の確保に努める。

【事業手法】

- 具体的に利活用を進める際は、用途地域や地区計画に定める土地利用方針との整合性を図りつつ、必要に応じて地区計画の見直しを検討する。
- より有効な土地活用を図るため、UR都市機構の用地との一体的な活用について検討し、土地利用の方法等について機構と協議を進める。
- 「北区学校施設跡地利活用指針」に基づき、将来的な土地利用のあり方を踏まえ、資産としての活用方法を十分に検討する。



■計画策定までの経緯■

平成30年4月に、学識経験者、区民代表等からなる検討委員会を設置し、区民の皆様のご意見をいただきながら検討を進めました。

平成30年4月	・北区学校施設跡地利活用検討委員会設置	検討委員会 4月～8月全5回開催
5月	・区民意見募集 ・地域代表者との意見交換会	
9月	・検討委員会より各学校施設跡地利活用検討の最終報告 ・区による利活用計画（案）策定	
10月	・パブリックコメント（区民意見公募手続）実施	
10月	・跡地ごとに利活用計画（案）地域説明会開催	
11月	・パブリックコメント実施結果公表	
12月	・学校施設跡地利活用計画策定	

パブリックコメント(区民意見公募手続)実施結果の一部をお知らせします

- 意見募集期間:平成30年10月1日(月)～11月5日(月)
 - 意見提出者数 : 31名 ●意見総数 : 95件
 - 寄せられた全意見の概要は、北区ホームページ、企画課、区政資料室、地域振興室、区立図書館でご覧になれます。【閲覧期間:平成30年12月20日(木)～平成31年3月29日(金)】
- ホームページ http://www.city.kita.tokyo.jp/kikaku/pubcom/gakkourikatsuyoukeikaku2018_an.html

 ★児童、虐待(児童相談所及び一時保護施設)、子育て支援、青少年等の複合施設の建設、半分の土地は売却と言う流れになりそうだが、複合施設は規模が中途半端になりそうだと聞いた。

【区の考え方】

複合施設については、関係部署による「児童相談所等複合施設基本構想検討委員会」において、今後検討を進めてまいります。複合施設以外の敷地については、魅力あるまちづくりのための有効活用を図ってまいります。なお、現時点で売却が決まっているということはありません。

 ★赤羽台西小学校は老朽化が進行しており、近いうちに改築等の検討が必要だが、近隣には改築時に仮校舎として使える建物が旧赤羽台東小学校以外にない現状にある。

「子ども・教育に関する複合施設」の開設時期と赤羽台西小学校の具体的な改築改修時期のすり合わせを早期に行い、仮校舎として使用してから開設することの可能性も含めた検討をしていただきたい。

【区の考え方】

赤羽台西小学校は、昭和30年代に建設され、今後優先して改築を検討すべき学校の1つであると認識しております。同校の改築の着手にあたっては、区長部局と教育委員会が連携して、仮校舎の場所等々も含め、区全体として計画的に検討してまいります。

 ★現行の地区計画「中高層住宅複合B地区」としての活用を誘導とあるが、赤羽駅からの近さや、東洋大学に隣接するというポテンシャルの高い場所であることを考えると、中高層住宅を定める現行の地区計画は、複合施設の整備にふさわしいものに見直すべきである。

【区の考え方】

現行の地区計画では、旧赤羽台東小学校跡地南側のUR都市機構用地を含めた形で「中高層住宅複合B地区」としております。ご指摘にありますように、具体的に利活用を進める際は、用途地域や地区計画に定める土地利用方針との整合性を図りつつ、必要に応じて地区計画の見直しを検討してまいります。また、検討の際には、UR都市機構とも十分な協議を行ってまいります。

 ★防災機能の確保が明記されていることは評価するが、この地域では水害が特に問題であり、低地から当該地に登れるアクセス経路の整備を防災機能の1つとして記述すべきである。当該地は水害時の避難高台として重要である。

【区の考え方】

ご指摘のとおり、赤羽台は水害時の高台避難場所として重要な場所になります。現行の地区計画においても、低地部からのバリアフリー化等によるアクセス性の向上を図る箇所を2か所(うち1か所は平成31年春にエレベーターを整備予定)示しております。バリアフリー化と合わせアクセス性の向上については引き続き周辺まちづくりの中で検討を進めていきます。

 ★子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、児童相談所・一時保護所、教育総合相談センター等の複合施設をなぜ旧赤羽台東小学校の跡地に整備するか理由を示していただきたい。

【区の考え方】

児童相談所の整備について、当初は東京都が所有する現北児童相談所の土地・建物の移譲を受け全面改築を行う予定でした。その後、都区協議の状況や児童相談所と一時保護所の一体的整備や他施設との複合化を想定し、現北児童相談所とは別の用地での整備を検討することとしました。こうした経過を踏まえ、利活用検討委員会においても児童相談所等の設置について議論のうえで旧赤羽台東小学校跡地の利活用を検討した結果、今回の利活用計画(案)となりました。